

宿泊税の納入義務の免除・還付

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告及び納入の期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を天災、火災、盗難等の避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

また、納入義務を免除した場合において、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

○ 納入義務の免除・還付の理由となる例

- (1) 宿泊者や旅行会社が破産、整理等の法定手続に入り支払不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったとき。
- (2) 宿泊者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行等により、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったとき。
- (3) 特別徴収義務者が天災、盗難等に遭い、宿泊料金及び宿泊税の納入ができなくなったとき。

○ 申請時の提出書類

- (1) 宿泊税還付・納入義務免除申請書
- (2) 罹災証明、被害届等、申請の理由を証明する書類（写しで構いません。）

○ 備考

- (1) 納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。
- (2) 納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納に係る徴収金がある場合は、還付する税額をこれに充当することがあります。